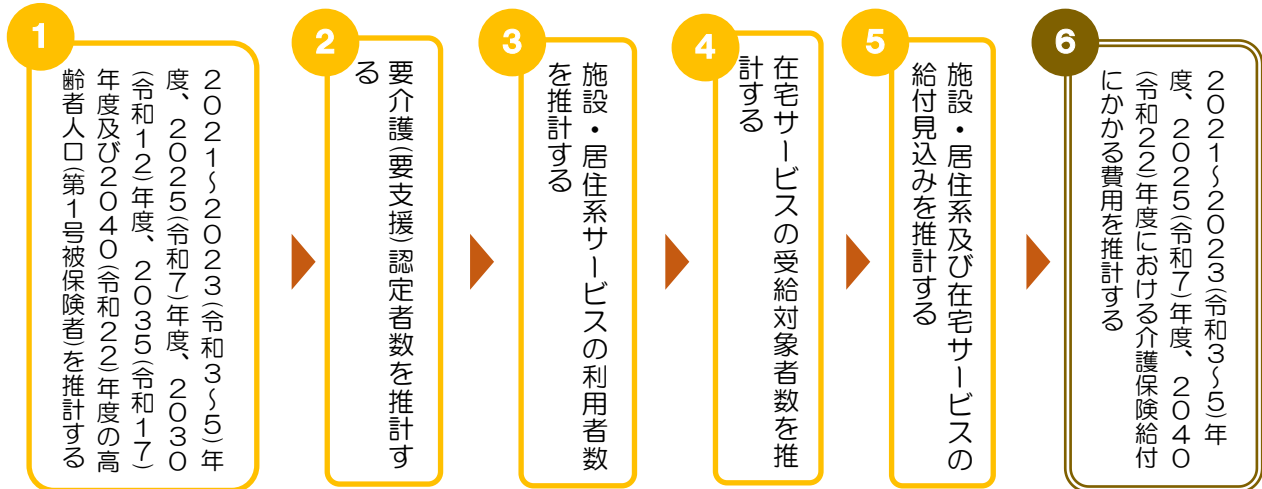


7 介護保険給付に係る費用の見込み等

■介護保険給付に係る費用算定について

国から示されている介護サービス見込み量算出の流れに沿って、次のとおり費用算定を行いました。



①高齢者人口(第1号被保険者数)の推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)を、厚生労働省が示す方法により補正を行い、推計を行いました。

	第7期計画期間			第8期計画期間			2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度	2035 (令和17) 年度	2040 (令和22) 年度
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度				
高齢化率	25.3%	25.2%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	26.1%	27.8%	30.6%
高齢者人口(千人) (第1号被保険者数)	686	687	688	686	685	683	680	689	719	768
前期高齢者	335	328	325	314	303	291	268	277	324	369
全体に占める割合	48.9%	47.7%	47.3%	45.8%	44.2%	42.6%	39.4%	40.2%	45.1%	48.0%
後期高齢者	351	359	362	372	382	392	412	413	395	399
全体に占める割合	51.1%	52.3%	52.7%	54.2%	55.8%	57.4%	60.6%	59.8%	54.9%	52.0%

(参考)

40～64歳人口(千人)	905	914	919	924	929	934	944	926	874	806
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※高齢化率：第1号被保険者数／推計人口(大阪市福祉局の推計による)

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は9月末の第1号被保険者数実績。2020(令和2)年度は見込数値

②要介護（要支援）認定者数の推計

直近1年間における認定者数の伸び率や認定率の高い後期高齢者の増加を見込み認定者数を推計しました。

	第7期計画期間			第8期計画期間			2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度	2035 (令和17) 年度	2040 (令和22) 年度
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度				
認定者数(人)	175,411	176,387	181,152	185,204	189,305	193,459	201,732	215,250	222,126	225,853
要支援1	38,253	37,745	37,806	37,694	37,575	37,453	38,332	39,724	39,483	39,232
要支援2	26,812	26,876	27,093	27,326	27,554	27,783	28,602	29,855	30,072	29,835
要介護1	23,817	23,746	24,679	25,620	26,592	27,589	29,015	30,958	31,708	31,981
要介護2	29,253	29,620	30,321	30,938	31,552	32,171	33,508	35,983	37,588	38,162
要介護3	20,686	21,191	22,303	23,132	23,977	24,832	26,158	28,341	29,795	30,979
要介護4	20,638	20,807	21,758	22,621	23,475	24,325	25,676	28,067	29,617	30,841
要介護5	15,952	16,402	17,192	17,873	18,580	19,306	20,441	22,322	23,863	24,823
うち第1号被保険者	172,365	173,450	178,104	182,139	186,224	190,363	198,601	212,181	219,230	223,182
認定率	25.1%	25.2%	25.9%	26.5%	27.2%	27.9%	29.2%	30.8%	30.5%	29.1%

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は9月末実績。2020(令和2)年度は見込数値

③～⑤サービス利用者（受給対象者）数の推計

施設・居住系サービス利用者数については、施設利用者数や入所希望者数、高齢者実態調査における利用意向などを踏まえ、必要な利用者数を見込んでいます。

また、在宅サービスの受給対象者数については、要介護（要支援）認定者数から、要介護度ごとに施設・居住系サービスの利用者数を減じ、受給対象者数を推計しました。

(単位：人)

	第7期計画期間			第8期計画期間		
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
施設・居住系サービス利用者数	28,939	29,562	30,557	34,216	34,975	35,401
在宅サービス受給対象者数	146,472	146,825	150,595	150,988	154,330	158,058

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績値。2020(令和2)年度は見込値。サービス利用者数は年度平均値。

⑥介護保険給付及び地域支援事業にかかる費用（利用者負担分を除く）の見込み

第8期介護保険事業計画期間における各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定し、その他費用として、高額介護（介護予防）サービス費、審査支払費、特定入所者介護（介護予防）サービス費等を算定しています。

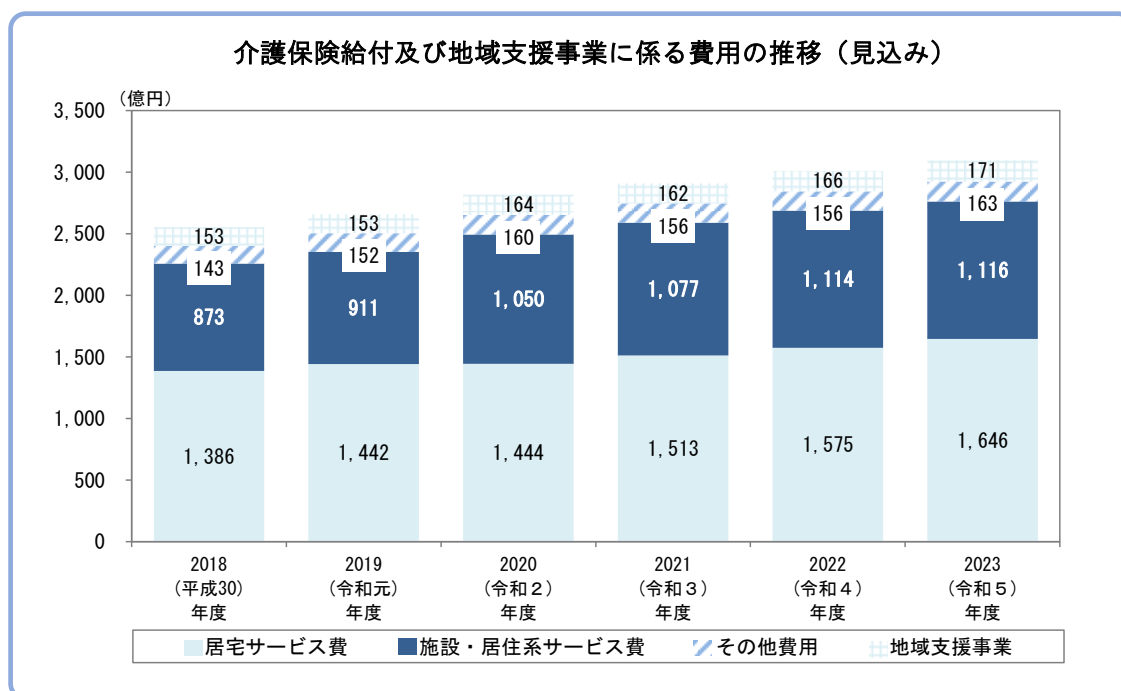
地域支援事業にかかる費用は、過去の実績や高齢者数の伸び等を考慮の上、各年度の地域支援事業にかかる費用を見込んで算定しています。なお、総合事業と包括的支援事業・任意事業それぞれに上限額が設定されています。

（単位：億円）

	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	第8期 合計
介護保険給付（計）	2,402	2,505	2,655	2,746	2,846	2,924	8,517
居宅サービス費	1,386	1,442	1,444	1,513	1,575	1,646	4,734
施設・居住系サービス費	873	911	1,050	1,077	1,114	1,116	3,307
その他費用	143	152	160	156	156	163	475
地域支援事業（計）	153	153	164	162	166	171	499
総合事業	110	106	111	105	108	111	324
一般介護予防事業	2	2	2	2	2	2	7
包括的支援事業・任意事業	42	46	51	55	56	57	168

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績。2020(令和2)年度は見込数値。

※数値は1億円未満を四捨五入しているため、計に一致しない。



■保険料段階及び保険料率の設定

保険料段階については、現在11段階の保険料段階を設定していますが、低所得者の負担に配慮し、被保険者の負担能力に応じたよりきめの細かい保険料段階とするため、第8期介護保険事業計画においては、さらに段階数を増やし、15段階の保険料段階とします。

また、保険料率については、公費の投入による低所得者の保険料軽減が実施されており、第1段階から第4段階の保険料率について、第1段階と第2段階を0.35、第3段階を0.50、第4段階を0.70に、引き続き保険料率を引き下げて設定します。

【保険料段階及び保険料率】

第7期		第8期介護保険事業運営期間				段階別加入割合 (累計)	
段階	保険料率	段階	保険料率	基準所得金額			
第1	0.35	→	第1	0.35	生活保護の受給者等	10.9% (10.9%)	
第2	0.35	→	第2	0.35	本人が市町村民税非課税 世帯非課税 (基準所得金額(※) ≤ 80万円)	20.5% (31.4%)	
第3	0.50	→	第3	0.50		世帯非課税 (基準所得金額(※) ≤ 120万円)	9.9% (41.3%)
第4	0.70	→	第4	0.70		世帯非課税 (第2・第3段階以外)	9.4% (50.7%)
第5	0.85	→	第5	0.85		世帯課税 (基準所得金額(※) ≤ 80万円)	9.1% (59.8%)
第6 (基準額)	1.00	→	第6 (基準額)	1.00	世帯課税 (第5段階以外)	8.1% (67.8%)	
第7	1.10	→	第7	1.10	本人が市町村民税課税 本人課税 (基準所得金額(※) 125万円以下)	12.2% (80.1%)	
第8	1.25	→	第8	1.25		本人課税 (基準所得金額(※) 125万円を超え200万円未満)	9.2% (89.3%)
第9	1.50	→	第9	1.50		本人課税 (基準所得金額(※) 200万円以上300万円未満)	4.5% (93.8%)
			第10	1.60		本人課税 (基準所得金額(※) 300万円以上400万円未満)	2.4% (96.2%)
第10	1.75	→	第11	1.75		本人課税 (基準所得金額(※) 400万円以上500万円未満)	1.1% (97.3%)
			第12	1.80		本人課税 (基準所得金額(※) 500万円以上600万円未満)	0.5% (97.8%)
			第13	1.90		本人課税 (基準所得金額(※) 600万円以上700万円未満)	0.4% (98.2%)
第11	2.00	→	第14	2.00		本人課税 (基準所得金額(※) 700万円以上1,000万円未満)	0.6% (98.8%)
			第15	2.30		本人課税 (基準所得金額(※) 1,000万円以上)	1.2% (100.0%)

※基準所得金額（保険料段階判定の基準となる所得金額）

本人が市町村民税非課税	公的年金等の収入金額＋【合計所得金額－（長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額）】－公的年金等所得
本人が市町村民税課税	合計所得金額－（長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額）

■保険料の算定

「⑥介護保険給付及び地域支援事業にかかる費用の見込み」で算出した2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の費用額に基づき、第1号被保険者の介護保険料基準額(第6段階)を算定すると、月額8,110円(現行月額7,927円)となります。

第8期介護保険事業計画については、介護給付費準備基金の取崩しや保険料段階の多段階化といった保険料を引き下げる要因を加味しているものの、後期高齢者数の増加に伴う要介護認定者数の増加により、第7期介護保険事業計画と比べ、183円、2.3%の上昇となっています。

また、介護報酬の改定については、国から詳細が示されておられませんので、今回の保険料基準額の試算には反映していません。令和3(2021)年度からの保険料は、今後、介護報酬改定など国の動向を踏まえ、計画等で見込んだ介護保険給付及び地域支援事業に係る費用をもとに、大阪市会(議会)の審議等を経て決定します。

8 施策の推進体制

■市民等の意見反映のための体制

被保険者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等で構成する「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」では、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた高齢者施策の推進において、市民や関係団体の意見反映に努めています。

■施策推進のための体制

全庁的な組織である「大阪市高齢者施策連絡会議」では、高齢者施策を総合的かつ円滑に推進するための体制整備を図るとともに、計画の進捗管理を行います。

この計画に基づき高齢者施策を進めるにあたっては、引き続き、課題解決に向けて必要な情報・資料の収集・分析、ニーズや実態把握のための調査・分析等を行いながら取り組んでいきます。計画の進捗状況は「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」へ報告し、委員の意見などを踏まえ、効果的・効率的な高齢者施策の推進へつなげます。

また、「大阪市地域密着型サービス運営委員会」や「大阪市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、適正な運営の確保に努めています。

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）

〔概要版〕

2020(令和2)年12月

発行：大阪市福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話(06)6208-8026
FAX(06)6202-6964
高齢者施策部 介護保険課 電話(06)6208-8028
FAX(06)6202-6964

〒530-8201
大阪市北区中之島1丁目3番20号

ご意見の応募方法

送付またはファックスで次までお寄せ下さい。

〒530-8201
大阪市北区中之島1-3-20

大阪市福祉局
高齢者施策部高齢福祉課
「計画の意見募集」係

ファックス
(06)6202-6964

●応募期限
2021(令和3)年1月25日(月)

住所	年齢
大阪市内	20歳未満 30歳代 50歳代 65歳以上
市外	・20歳代 ・40歳代 ・60歳～64歳 ・75歳以上

以下の欄は差し支えなければお書きください。

ご意見欄

該当ページ

関連項目等

ご意見欄

該当ページ	関連項目等
-------	-------

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

以下の欄は差し支えなければお書きください。

住所	大阪市内 ・ 市外	
年齢	20歳未満 ・ 20歳代 ・ 30歳代 ・ 40歳代 ・ 50歳代 ・ 60歳～64歳 ・ 65歳以上 ・ 75歳以上	

〒114-8501

郵便はがき

530-8790

178

大阪市北区中之島1-3-20 2階
大阪市福祉局
高齢者施策部高齢福祉課

計画の意見募集係 行



線しごうご

料金受取人払郵便



差出有効期間
令和3年1月
25日まで
(切手不要)